

阿賀野市告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)
第51条の20の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行ったので、障害者の
日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第51条の30の規定に基づき告示する。

令和7年12月8日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称

及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ボランティア亀田

新潟市江南区諒訪町三丁目6番6号

2 指定等に係る事業所の名称及び所在地

相談支援事業所 カーネーション

阿賀野市中央町一丁目12番13号

3 指定等の年月日

令和7年12月1日

4 指定等に係る指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の種類

指定特定相談支援

5 事業の主たる対象者

特定無し

6 事業所番号

1532100060 (指定特定相談支援)